

戦没者等のご遺族の皆様へ

第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています。
平成30年4月2日までに、ご請求ください。

請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

■ 支給対象となる方

平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者の妻や父母等）がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■ 支給内容

国債名称 第十回特別弔慰金国庫債券 い号
額 面 25万円（5年償還）

■ 請求窓口

八峰町福祉保健課 福祉係 ☎76-4608



八峰町防災訓練 ~防災に対する心構えを~



5月26日は、県民防災の日です。33年前の昭和58年5月26日、甚大な被害を及ぼした「日本海中部地震」を教訓に、町では消防署、消防団、地域住民が一体となって被害の軽減や防災意識の啓発のため、毎年防災訓練を行っています。今年も5月28日に特別養護老人ホーム松波苑で実施しました。

午前7時、日本海沖合でマグニチュード8・5の巨大地震が発生し、町で震度6弱を観測したことを想定、防災無
線により大津波警報を発令して避難を指示しました。
施設利用者は、職員の手を借りるなどしてバスに乗り込み避難したほか、車イスに乗り、地域住民の協力のもと、高台を目指し避難しました。
今年も、施設屋上への避難訓練を実施するなど、災害時に施設利用者や災害の状況に合わせて適切な避難ができるよう、様々な手段で訓練を行いました。
また、今年も新たに、消防署の職員から訓練に集まった

地域住民へ、想定している災害の状況や消防団の動き、避難する際のポイントなど、分かりやすく解説を交えながら訓練が実施されました。
最後に、火災を想定した訓練も実施。住民が消火器の使用方法を確認した後、職員が火事ふれなど行ったほか消防団が火災防ぎょ訓練をしました。
住民の皆さんも普段から防災の意識を高めましょう。